

苫小牧工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

規則第12号

制 定 昭和43年10月1日
一部改正 昭和52年4月1日
一部改正 平成3年10月1日
一部改正 平成19年4月1日
一部改正 平成20年4月1日

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び第123条の規定に基づく、苫小牧工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に校長又は教授として通算20年以上勤務し、教育上又は学術上功績があった者で、校長が本校運営委員会に諮り、その意見を参考にして適格であると認めた者に対して授与する。

第3条 本校に教授として10年以上勤務した者については、本校の准教授又は専任の講師（以下「講師」という。）として勤務した期間の2分の1の年月数を本校教授としての勤務年月数に加算することができる。

第4条 本校に校長、教授、准教授又は講師として勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者で、校長が本校運営委員会に諮り、その意見を参考にして適格であると認めた者に対しては、前2条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

附 則

この規程は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。